

半導体人材育成サポート事業補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 2 0 日

商工観光労働部企業振興課

（趣旨）

第 1 条 県は、県内半導体関連人材の育成確保を図るため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、別表に定める事業を実施する者のうち次の要件を満たす者とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校（以下「大学等」という）であって、宮崎県内に所在する者。
- （2）県税に未納がないこと。
- （3）地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- （4）前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （5）その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにそれについての補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (5) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画書の内容に変更がないと認められる場合における補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (2) 補助目的及び事業の執行に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更

（補助事業の内容等の変更）

第9条 規則第10条第2項第1号の規定により内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 変更後の収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他参考となる書類

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) その他参考となる書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行し、令和6年度の予算に係る半導体人材育成サポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る半導体人材育成サポート事業補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助上限額
大学等がカリキュラムの一環として実施する半導体人材育成に係る事業及びそれに関する事業	・ 講師謝金 ・ 講師旅費 ・ 会場借上料 ・ バス借上料 ・ 消耗品費 ・ その他知事が適当と認める経費	補助率：定額 補助上限額：1事業当たり50万円 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)